

平成二十三年十月四日受領
答弁第四二二号

内閣衆質一七八第四二号

平成二十三年十月四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で発生した我が国の海上保安船と中国漁船との衝突事件に係る報道等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で発生した我が国の海上保安船と中国漁船との衝突事件に係る報道等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事件の被疑者については、平成二十三年七月二十一日、那覇檢察審査会が起訴議決をしたものであるところ、現時点において、檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）第四十一条の九第一項の規定により指定された弁護士において公訴を提起したとは承知していない。

二及び四について

御指摘の事件における被疑者の釈放は、檢察当局が、法と証拠に基づいて適切に判断したものと承知している。

三について

御指摘の報道は承知している。

五及び六について

個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しているが、

その詳細について明らかにすることは差し控えたい。